

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年3月26日京都市条例第65号）（環境局循環型社会推進部循環企画課）

産業廃棄物の民間施設による再資源化処理を推進するとともに、一般廃棄物の処理に要する費用の適正化を図るため、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 ふん尿の収集、運搬及び処分に係る手数料を次のとおり改定します。

(1) 平成21年6月1日から実施するもの

| 区 分         |                               | 単 位                            | 手 数 料                 |                  |                  |       |
|-------------|-------------------------------|--------------------------------|-----------------------|------------------|------------------|-------|
|             |                               |                                | 改正前                   | 改正後              |                  |       |
| ふ<br>ん<br>尿 | 人数に基づき<br>算定する場合              | 便所を使用する者(以下「使用者」という。)が2人以内のとき。 | 1 月                   | 700 <sup>円</sup> | 900 <sup>円</sup> |       |
|             |                               | 使用者が3人以上のとき。                   | 1人につき<br>1月           | 350              | 450              |       |
|             | 収集量<br>に基づ<br>き算定<br>する場<br>合 | 定期的<br>に収集<br>すると<br>き。        | 1月の収集量が200リットル以下のとき。  | 1 月              | 1,500            | 1,900 |
|             |                               |                                | 1月の収集量が200リットルを超えるとき。 | 1月100リットルまでごと    | 750              | 950   |
|             |                               | 臨時に<br>収集す<br>るとき。             | 1回の収集量が200リットル以下のとき。  | 1 回              | 1,500            | 1,900 |
|             |                               |                                | 1回の収集量が200リットルを超えるとき。 | 1回100リットルまでごと    | 750              | 950   |

(2) 平成23年4月1日から実施するもの

| 区                      |                       | 分                         |                         | 単 位                   | 手数料           |                    |
|------------------------|-----------------------|---------------------------|-------------------------|-----------------------|---------------|--------------------|
| ふ<br>ん<br>尿            | 下水道処理区域<br>の場合等       | 人数に基づき<br>算定する場合          |                         | 使用者が2人以内のとき。          | 1 月           | 2,100 <sup>円</sup> |
|                        |                       |                           |                         | 使用者が3人以上のとき。          | 1人につき1月       | 1,050              |
|                        |                       | 収集量に<br>基づき算<br>定する場<br>合 | 定期的<br>に収集<br>する<br>とき。 | 1月の収集量が200リットル以下のとき。  | 1 月           | 4,500              |
|                        |                       |                           |                         | 1月の収集量が200リットルを超えるとき。 | 1月100リットルまでごと | 2,250              |
|                        |                       |                           | 臨時に<br>収集す<br>る<br>とき。  | 1回の収集量が200リットル以下のとき。  | 1 回           | 4,500              |
|                        |                       |                           |                         | 1回の収集量が200リットルを超えるとき。 | 1回100リットルまでごと | 2,250              |
|                        | その他の場合                | 人数に基づき<br>算定する場合          |                         | 使用者が2人以内のとき。          | 1 月           | 900                |
|                        |                       |                           |                         | 使用者が3人以上のとき。          | 1人につき1月       | 450                |
|                        |                       | 収集量に<br>基づき算<br>定する場<br>合 | 定期的<br>に収集<br>する<br>とき。 | 1月の収集量が200リットル以下のとき。  | 1 月           | 1,900              |
|                        |                       |                           |                         | 1月の収集量が200リットルを超えるとき。 | 1月100リットルまでごと | 950                |
| 臨時に<br>収集す<br>る<br>とき。 | 1回の収集量が200リットル以下のとき。  | 1 回                       | 1,900                   |                       |               |                    |
|                        | 1回の収集量が200リットルを超えるとき。 | 1回100リットルまでごと             | 950                     |                       |               |                    |

備考 「下水道処理区域の場合等」とは、収集する場所が次のいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 下水道処理区域となって3年を経過した区域に存する場合（下水道法第11条の3第3項ただし書の規定によりくみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合を除きます。）

(2) 催し会場，工事現場等において，当該事業の用に供するために一時的に  
設置される仮設便所である場合

2 本市の一般廃棄物処理施設による産業廃棄物の処理を廃止します。(平成21年  
10月1日実施)

3 一般廃棄物の処分に係る手数料を次のとおり改定します。(平成21年10月1  
日実施)

| 区 分  | 改 正 前  | 改 正 後   |
|--|--|---|
| 占有者等<br>又は一般<br>廃棄物収<br>集運搬業<br>者が市長<br>の指定す<br>る施設に<br>搬入し，<br>処分を委<br>託する場<br>合（一般<br>廃棄物収<br>集運搬業<br>者が市長<br>の指定す<br>る方法に<br>より搬入<br>し，処分<br>を委託す<br>る場合を<br>除く。）の<br>手数料 | (1) 埋立処分を行う施設に搬入するとき。<br>ア 1回の搬入量が600キログラム以下のとき 100キログラムまでごとに1,200円<br>イ 1回の搬入量が600キログラムを超え2トン以下のとき 7,200円に600キログラムを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,600円を加えた額<br>ウ 1回の搬入量が2トンを超えるとき 29,600円に2トンを超える部分が100キログラムに達するまでごとに2,000円を加えた額<br>(2) (1)以外のとき。<br>ア 1回の搬入量が300キログラム以下のとき 100キログラムまでごとに1,000円<br>イ 1回の搬入量が300キログラムを超え1トン以下のとき 3,000円に300キログラムを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,400円を加えた額<br>ウ 1回の搬入量が1トンを超えるとき 12,800円に1トンを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,800円を加えた額 | (1) 1回の搬入量が100キログラム以下のとき 1,000円<br>(2) 1回の搬入量が100キログラムを超え600キログラム以下のとき 1,000円に100キログラムを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,500円を加えた額<br>(3) 1回の搬入量が600キログラムを超えるとき 8,500円に600キログラムを超える部分が100キログラムに達するまでごとに2,000円を加えた額 |

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年 3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第65号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第23条」を「第22条」に、「第24条・第25条」を「第23条・第24条」に、「第26条～第30条」を「第25条～第29条」に、「第31条～第34条」を「第30条～第33条」に、「第35条～第38条」を「第34条～第36条」に、「第39条～第41条」を「第37条～第39条」に改める。

第22条を削り、第23条を第22条とする。

第4章中第24条を第23条とし、第25条を第24条とする。

第5章中第26条を第25条とし、第27条から第29条までを1条ずつ繰り上げる。

第30条中「第27条及び第28条」を「第26条及び第27条」に改め、同条を第29条とする。

第6章中第31条を第30条とし、第32条から第34条までを1条ずつ繰り上げる。

第7章中第35条を第34条とし、第36条を第35条とし、第37条を削る。

第38条中「第35条第1項」を「第34条第1項」に改め、同条を第36条とする。

第8章中第39条を第37条とし、第40条を第38条とし、第41条を第39条とする。

別表第1中「第35条関係」を「第34条関係」に改め、同表ふん尿の項中「700」を「900」に、「350」を「450」に、「1,500」を「1,900」に、「750」を「950」に改め、同表その他の一般廃棄物の項を次のように改める。

|           |  |                                  |  |
|-----------|--|----------------------------------|--|
| その他の一般廃棄物 | 占有者等が収集、運搬及び処分を委託する場合  | 100リットルまでごと                      | 800  |
|           | 一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する施設に市長の指定する方法により搬入し、処分を委託する場合                              | 100キログラムまでごと                     | 1,000  |
|           | 占有者等又は一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する施設に搬入し、処分を委託する場合<br>(一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する方法により搬入し、処分 | 1回の搬入量が100キログラム以下のとき。            | 1,000  |
|           | 占有者等又は一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する施設に搬入し、処分を委託する場合<br>(一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する方法により搬入し、処分 | 1回の搬入量が100キログラムを超え600キログラム以下のとき。 | 1,000円に100キログラムを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,500円を加えた額 |
|           |  |                                  | 8,500円に600   |

|              |                        |  |
|--------------|------------------------|--|
| を委託する場合を除く。) | 1回の搬入量が600キログラムを超えるとき。 | キログラムを超える部分が100キログラムに達するまでごとに2,000円を加えた額 |
|--------------|------------------------|--|

別表第2中「第36条関係」を「第35条関係」に改める。

別表第3を削る。

第2条 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1ふん尿の項を次のように改める。

|     |             |               |                                |                       |               |       |
|-----|-------------|---------------|--------------------------------|-----------------------|---------------|-------|
| ふん尿 | 下水道処理区域の場合等 | 人数に基づき算定する場合  | 便所を使用する者(以下「使用者」という。)が2人以内のとき。 | 1 月                   | 2,100         |       |
|     |             |               | 使用者が3人以上のとき。                   | 1人につき1月               | 1,050         |       |
|     |             | 収集量に基づき算定する場合 | 定期的<br>に収集<br>すると<br>き。        | 1月の収集量が200リットル以下のとき。  | 1 月           | 4,500 |
|     |             |               | 臨時に<br>収集す<br>ると<br>き。         | 1月の収集量が200リットルを超えるとき。 | 1月100リットルまでごと | 2,250 |
|     |             | 人数に基づき        | 臨時に<br>収集す<br>ると<br>き。         | 1回の収集量が200リットル以下のとき。  | 1 回           | 4,500 |
|     |             |               | 臨時に<br>収集す<br>ると<br>き。         | 1回の収集量が200リットルを超えるとき。 | 1回100リットルまでごと | 2,250 |
|     |             | 人数に基づき        | 使用者が2人以内のとき。                   | 1 月                   | 900           |       |

|  |                        |        |  |                      |         |       |
|--|------------------------|--------|--|----------------------|---------|-------|
|  |                        | 算定する場合 |  | 使用者が3人以上のとき。         | 1人につき1月 | 450   |
|  |                        | その他の場合 | 定期的<br>に収集<br>すると<br>基つき算<br>定する場<br>合 | 1月の収集量が200リットル以下のとき。 | 1月      | 1,900 |
|  | 1月の収集量が200リットルを超えるとき。  |        |  | 1月100リットルまでごと        | 950     |       |
|  | 臨時に<br>収集す<br>ると<br>き。 |        | 1回の収集量が200リットル以下のとき。                   | 1回                   | 1,900   |       |
|  |                        |        | 1回の収集量が200リットルを超えるとき。                  | 1回100リットルまでごと        | 950     |       |

別表第1備考に次のように加える。

4 「下水道処理区域の場合等」とは、収集する場所が次のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 下水道法第2条第8号に規定する処理区域となって3年を経過した区域に存する場合（同法第11条の3第3項ただし書の規定によりくみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合を除く。）

(2) 催し会場、工事現場等において、当該事業の用に供するために一時的に設置される仮設便所である場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中別表第1ふん尿の項の改正規定及び次項の規定 平成21年6月1日

(2) 第1条の規定（別表第1ふん尿の項の改正規定を除く。） 平成21年10月1日

(3) 第2条及び附則第3項の規定 平成23年4月1日

(経過措置)

2 ふん尿の収集、運搬及び処分に係る手数料（臨時に収集するときに係るものに限る。以下「ふん尿処理手数料」という。）のうち、平成21年6月1日以前の委託に係るふん尿処理手数料については、なお従前の例による。

(適用区分)

3 第2条の規定による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成23年4月1日以後の委託に係るふん尿処理手数料について適用し、同以前の委託に係るふん尿処理手数料については、なお従前の例による。

(環境局循環型社会推進部循環企画課)